

## カナダの環境政策と法(二)

桑原昌宏

- 一 概 説
- 二 環境アセスメント
- 三 個々の汚染源に対する政策と法
  - 1 酸性雨対策
  - 2 水質汚濁規制(以上 前号)
  - 3 大気汚染対策
    - A 大気汚染物の範囲
    - B 建設・操業の許可
  - 4 産業廃棄物処理規制
  - 5 有害化学物質規制
  - 6 農薬散布剤規制
  - 7 森林保護
    - A 都市近郊森林保全
- 四 目標値・ガイドライン・排出基準
- 五 自動車排気ガス規制
- 六 排出基準違反への制裁

- B 木材伐採規制
- 8 砂利等採取公害規制
- 9 土地利用計画
  - A 都市周辺の土地利用
  - B 自然保護のための土地利用
  - C 歴史的文化財保護
- 10 騒音規制
- 四 環境訴訟の法律問題
  - 五 公害規制と経済成長
    - 1 州水質法違反への厳格責任
    - 2 利益考量論と原告適格
    - 3 クラス・アクションの原告適格
    - 4 州環境法違反に対する緊急是正命令
    - 5 公害告発労働者の保護規定
  - 六 おわりに——日本との若干の関連(以上 本号)

### 3 大気汚染対策

各州にまたがる大気汚染の防止の責任は連邦政府にある、と連邦清浄大気法が定め、この法律は、各州の大気汚染防止関係法の法的枠組みをつくっている。そしてこの連邦法とは別に、各州で制定法および規則を定めている。

工場、病院などの汚染防止には第一に連邦法令が、目標値、ガイドライン、排出基準を定め、第二に各州制定法がこの枠内で独自にそれらを定め、第三に、このうち排出基準違反につき、罰則適用のための摘発が可能になっている。第四に、大気汚染の危険ある工場、病院などの大気汚染物質排出施設に建設許可を必要とする方法がとられている。第五にこれらのなかで、一定のものについては、操業許可も必要とされるものも定めている。第六に、排

出基準をこえる余地のある施設に対しては、州が基準遵守を求める規制命令を出すことができることになっている。市営のごみ処理場などについては、市条令が、住民の保健・健康という観点から大気汚染を規制している州がある。この条令の実施のために、別に公害規制の法的手段を定める州公害法規による、と定めることが多い。

自動車などの排気ガス規制は、連邦法も州法も類似の規制基準を定めている。多くの州は自動車などの車輛に関する法律で定めているものの、一部の州は、公害規制法で定めている。

#### A 大気汚染物質の範囲

法令が規制対象となる物質を、硫化酸素、窒素酸化物など特定物質名をあげて、法令が定めているのではない場合、法の定める抽象的な「大気汚染物」の定義の解釈が問題となる。

規制の対象となる大気汚染物質の範囲が問題になった例として「土」がある。建設現場から出る土ほこりやじんあいもこれに含まれる。

一九七七年、オンタリオ州地区裁判所は、宅地造成会社が、既存の芝生と地表の土を掘りかえず工事中に、多量の土とほこりが風で舞い上がり、附近の住宅地域に降った事件について、この事案における土は環境保護法で規制する「大気汚染物」<sup>(28)</sup>にあたるかと判決したのである。同法にいう「大気汚染物」とは、人が生産活動などで製造した物質に限らず、土などの自然物質でも、それが工事など、人の行為によって、人身、財産、動植物を害する状態になれば、それにあたる、というのである。ただ、土などが自然の力で吹き上げられた場合は、同じ物質でも、規制対象となる「大気汚染物」とはみなされないとする。同法違反で摘発されたグレン・レバン社は、敗訴する結果と

なった。<sup>(79)</sup>

オンタリオ州環境保護法の場合、大気汚染物質は「人に危害もしくは、かなりの不快感を与える余地あるもの」と定めている。特に、誰がどの程度に不快感を感じた場合に違反となるか、は問題となる。オンタリオ州裁判所は、一九七八年、工場地域で担当の公害監視官がかなりの不快感を感じたことを立証できれば足りると判決した。事件は、トロント製錬・精錬工場が、排出した硫化酸素を公害監視官が吸ってかなりの不快感を感じて、それを根拠に摘発手続をとったところ、裁判所は、その公害監視官が住宅のない工場地域で、かなりの不快感を感じた場合、違法の基礎となるとし、さらに公害監視官が、監視の目的で自覚的に硫化酸素を吸った結果、かなりの不快感を感じた場合、それが立証されれば足りる、と判決した。環境省側の勝訴となった。<sup>(81)</sup>

## B 建設・操業の許可

大気汚染防止のため建設許可制が用いられている。例えば、オンタリオ州環境保護法は、大気汚染物質を排出する可能性のある工場の建設に際して、州環境省大気環境局から事前の許可を得なければならぬと定める。<sup>(82)</sup> 違反に対して最低五〇〇ドルの罰金が定められている。

一九七二年オンタリオ州の州裁判所は、右の建設許可なしに木炭製造のための炉を建設し始めたアドベンチャー木炭に対し、五〇〇ドルの罰金を言渡した。被告会社は、自社の炉から汚染物質の排出もやむなしと考えており、しかも炉建設に事前許可が必要であると知りつつ建設を開始し、加えて、局より告発を受けた後も建設工事を中止しなかった。もっとも被告会社は建設許可申請手続をとったが、本判決結審に至る時期には、申請書に添付された

技術上の細かい点に不備があつて許可は出されなかった。結局、裁判所は、無許可の建設中止を命じたが、罰金は最低額であつた。その理由は公害が現実には発生しなかつたからであるとする<sup>(83)</sup>。

### C 目標値・ガイドライン・排出基準

大気汚染の規制のための、目標なり基準、あるいはガイドラインが多く設定されたのは、一九七五年の初めごろからである。その制定法上の根拠は、一九七〇年に制定された連邦清浄大気法である。許容基準目標は、SO<sub>2</sub>、CO、CO、NO<sub>2</sub>、じんあいについて設定され、排出量ガイドラインはアフスアルト舗装、冶金用コーク、北極地域鉱業に設定された。全国排出基準は、<sup>(84)</sup>第二次鉛製錬、石棉採掘、製碎業、水銀電池塩化アルカリ工場、金培焼工場排出砒素、塩化ビニール・塩化ポリビニール工場、鉛化ガソリン・無鉛ガソリンについて設定された<sup>(85)</sup>。

ここにいう「目標値」は、法的拘束力を持たないが、連邦および州の法令の枠組みとなり、大気のあるべき環境の質の目標を設定している。次に「ガイドライン」は排出物の種類またはクラスに応じた許容排出量といえる。これも法的拘束力をもたない。これらに比べ、「排出基準」は健康に対する重大な危険度をもたらず場合、国際条約に違反するおそれがある場合、議会の立法権限下にある工場、事業に対して設定され、その違反は二〇万ドル以下の罰金が課せられる<sup>(86)</sup>。

以上の目標、基準などは工場、事業などからの排出物情報の提供に基づくことが多い。連邦政府は、特定の工場あるいは事業が大気汚染源となつてしていると判断すれば、それらに対し排出物に関する情報を提出するよう命じることができると、連邦清浄大気法は定めている。

## D 自動車排気ガス規制

大気汚染防止の一つの方法に、自動車輻安全法<sup>(87)</sup>に基づく排気ガス規制がある。排気ガス・システム、クラック・ケース、燃料システムなどの構造上の安全規格を定める規則があり、この基準に適合する自動車輻の販売業者、輸入業者は、同法の定めるNAマーク(全国的に通用するマーク)を、自動車輻につけることが許される。

排気ガスは次の四点について規制を受ける。第一に、クラック・ケースまたはガソリン・エンジンは、クラック・ケースからの排気ガスをなくするように製造され、また維持されなければならない。第二に規則の対象となるのは、炭化水素、一酸化炭素、窒素酸化物である。第三にダイゼルエンジン車輻の排気ガスは、加速をつけている間は二〇%以内、牽引のときは一五%以内でなければならない。第四にガソリン車であつて五〇立方メートルインチをこえるパワーのある車の場合、炭化水素は二グラムをこえてはならない。<sup>(88)</sup>

第五は、ガソリンに含有される鉛の規制である。すでに一九八四年一月の段階で、アメリカの連邦環境長官カッシアが、カナダ国内の事情について予測をたて、一九八七年までの三年間に、一九八二年(年六、三五〇トン)の六〇%にまで減るであろうといっている。これはカナダで販売されるアメリカ精製のガソリンに含有される鉛が、一ガロン当り〇・一〇三オンスから〇・〇三九オンスに変更される新基準が、アメリカ環境省によつて設定されたからである。この新基準の施行に、一億二、〇〇〇万ドルから二億四、〇〇〇万ドルの費用がかかるが、消費者には一ガロン当り一セント、もしくは一週間数セントの負担増になるだろうと計算されている。<sup>(89)</sup>

## E 排出基準違反への制裁

排出基準違反に対する罰則適用の方法には、略式決定に基づく罰金刑と、正式起訴による懲役刑がある。しかし、いずれも裁判所で、被摘発者はそれを争うことができる。

大気汚染基準違反の摘発に関して、基準を超えているという事実を証明する手段について争いが生じている。

第一は違反事実を公害監視官が、測定器によらず、視覚によって得た結果によって証明できるかである。法令は、少なくとも排煙事実を図表化することが必要であると、オンタリオ州大気汚染規制規則は定める。<sup>(91)</sup> 裁判所もこれを支持したのである。この排煙図表を準備することなく、ただ、公害監視員の視覚だけでは、証明にはならない。一九六九年オンタリオ州郡裁判所の判決である。トロント市にあるセント・ジェセフ・ディオジス病院が、同法規制濃度第二度の煙をボイラーから大気中に排出したとして摘発された事件で、郡裁判所は、排出した行為が故意、過失によるという立証は必要ないが、公害監視官が、右の煙を観察したという証言では足りず、その視覚による観察を図表化したものが証拠として提出されなければならないと判決した。この事件では、摘発された病院側が右の抗弁をした結果、それが認められ、病院の勝訴となった。<sup>(92)</sup>

第二に、違反事実の基礎データの収集についてである。公害監視官が携帯する測定器によって測定された工場の備えつけている測定器の測定結果によって、監視官が証明してもよい、と裁判所は解している。事件は大カナダ石油サンド社の工場が、三〇分平均でSO<sub>2</sub>を一六・〇〇〇ppmを排し、連邦清浄大気法に違反するとして摘発されたが、その基礎データが、押収された工場備付けの測定機器によっていたことが問題となった。一九七七年、アルバータ州地方裁判所は、摘発された工場から押収された測定結果を摘発材料に用いるのは、自己負罪に当るとい

地区裁判所の考え方を拒否し、そうした証拠も、違反事実の認定材料に用いると判決した。ただ、本件では、工場備付けの測定機器は、一二分毎に作動するタイプのものであったので、その測定結果から、当局の指摘する三〇分平均の排出量を推定することは妥当でないとして、摘発事件は成立しないと判決した。<sup>(93)</sup>

#### 4 産業廃棄物処理規制

産業廃棄物処理規制も近時、大きな環境問題である。オンタリオ州産業廃棄物処理制度をとりあげる。連邦環境省が、PCBなどの産業廃棄物処理を各州に委ねるよりは、全国的な見地から特定地域での集中的処理の方針を打出したが、連邦政府と各州間の協議がまとまるまでの間、各州は独自に産廃物の処理をしなければならないのが現状である。オンタリオ州の場合、一九七二年から始まった産廃物処理認可制度があり、この制度では、環境測定委員会勧告と公聴会手続が含まれている。しかしこの制度は、一九八〇年に、アメリカが、カナダから、PCBなど液体の産業廃棄物などを投棄するため搬入することを禁止して以来、不十分なものになったのでオンタリオ州環境長官チイス・ノートンは、今日認められている許可基準を一〇%以下程度に超えるものは、液体廃棄物でも現在許可されている産廃物処理場に投棄することを認める命令を八一年一二月に出した。

こうした制度改革を、オンタリオ政府がとらざるをえなくなった背景では次のような事件があった。一つは一九八一年十一月、南カユーガという地域が、PCBなど蓄積されてきた化学的産業廃棄物の処理場設置を拒否した事件があり、もう一つは、同月、裁判所がチャーサム市近くにある産廃物処理場にPCBなどの液体産廃物を投棄す



ることを認めない判断を下した事件である。この理由は、固体産廃物のみが投棄許可を受けていたのであって、PCBなどの液体産廃物は許可条件を充足しないと判断を援用されると、PCBなどの投棄がすべからずなされている、八つの廃棄物処理場は、投棄認可条件に違反しているとして閉鎖を余儀なくする訴訟も提起される余地がでてきたのである。そこで、先述のごとく、オンタリオ州環境長官は、液体産廃物を含め、一〇%超過分まで、現在許可されている場所の、投棄を許可する命令を出したのである。

しかし、液体産廃物の処理問題は解決していない。トロントの北東部にあるストウフビルの住民は、ヨーク清掃会社が先の長官命令に従い、液体産廃物受入れの申請をするにあたり、公聴会手続において反対した。その理由は、猛毒の化学物質が、産廃投棄場から水道にもれているからであると主張した。同二月七日、オンタリオ州環境測定委員会は、同社の産廃物処理拡張申請を許可すべきであると勧告したが、二日後の九日、住民は井戸の水が汚染されているという調査結果を公表するに至った。これに対して、州環境省は、この調査は私的なものであって信頼してないと反論し、それまで、州独自の専門家による調査を拒否していた態度を変更した。そして、その地域の六つの井戸から採水し始めたのが一月六日のことである。結果は八月四月には判明するが、しばらくの間、環境省としては、環境測定委員会の勧告はそのままにしておくことを決定した<sup>(94)</sup>。

連邦危険物輸送法も産業廃棄物規制の一つである。一九八〇年、アメリカはPCBなどの危険有害な産業廃棄物をカナダから搬入することを禁止したので、一九八二年一月現在、五〇〇トンのPCBが、カナダの各地に貯蔵されたままになっている。そこでカナダ連邦政府は、連邦危険物輸送法<sup>(95)</sup>により、有害化学物質の国外および州際間輸送に際しては記録することとした。当面、これら危険有害物の産廃物処理システムを確立すべく、連邦政府と州政

府との協議を開始することとした。連邦政府の方針は、連邦環境省の勧告により、廃棄物を各州の処理に委ねるよりは、カナダの特定地域で集中的に処理することである<sup>(96)</sup>。

産業廃棄物処理で見逃せないのは、ナイヤガラの滝近くにあるラブ・キャナルである。産廃物自体はアメリカ領内にあるが、国境に近いため汚水はカナダの領土内に公害をもたらしている<sup>(97)</sup>。ラブ・キャナルはニューヨーク州の北部にあるナイヤガラ川から数百フィートに位置し、ナイヤガラ・フォールズ市の水道処理場の近くにある。ここには六万三、一〇〇トンの有害化学産廃物が、一九四七年から一九七五年の二八年間にわたり投棄されたのである。これらをうめて宅地造成し、売出されていた。有害物発見によりこの地区は使用禁止になっている。この地区を汚染したのはオクシデンタル化学という会社であるが、この会社を相手に、アメリカ連邦環境省は、地区浄化費用に関連し訴訟を提起したが、カナダの環境団体が訴訟参加の手続きに踏切っている<sup>(98)</sup>。カナダ連邦政府としては、この訴訟とは別に、オクシデンタル化学が、ラブ・キャナルのS地区を浄化するため三、〇〇〇万ドル以上を提供するという提案をしてくているのを慎重に検討していた<sup>(99)</sup>。

## 5 有害化学物質規制

連邦環境汚染物質法が一九七五年に制定された。この法律によると、自然環境に放出され、それが人体に有害な作用を及ぼすおそれある物質を規制するため、特定の有害物質名を列挙し、その許容度を定め、この基準に違反し、輸入、製造、使用するならば、略式決定により一〇万ドル以下の罰金、正式起訴により二年以下の懲役が法定

されている<sup>(100)</sup>。もつとも、薬品、食品添加物、農薬は別の法令により規制されているので、同法の適用除外となる。一九八二年一月一六日、連邦政府はこの有害物質のリストを改訂した。しかし、列挙されていない物質には、砒素、石棉、ベンジン、鉛、水銀、二酸化窒素、硫黄、多核芳香性炭化水素といった重要な物質があり、その理由は調査中であることとか、別の法令により規制されているからであるという<sup>(101)</sup>が、先にあげた適用除外物質もリストから除かれているので、問題がないわけではない。

これら除外されたもの以外の有害性判定は環境と人体への悪影響、人体内での残存性、その物質の使用度という三つの観点からなされる。これら有害物質と判定されたものは次の三つのカテゴリーに分けられている。第一類は、PCB、クロロフェノール炭素のようにすでに、環境へ放出されていて、今後も規制を要するもの、第二類は、カドミウム、クロロフェノールのように、人体と環境への有害性の性質と程度が調査中のもの、第三類は、クロロベンジン、塩化パラフィンなどのように、その有害性が疑われているものである。これらの有害物質名は、適時追加されるが、現在のところ、五大湖水質改善委員会 The Great Lakes Water Quality Board の選定するリストから、一九八二年中に、追加改訂される予定である。現在のところ、芳香性アミン、磺黄性トリアールなどが、リストアップされている<sup>(102)</sup>。

有害物質規制で注目すべきなのは、ダイオキシンについてである。一九八四年未現在では、連邦政府の諮問機関が、迅速な処理政策を打ち出すべきであるという報告書を出している。これによると、(1)クロロフェニールを使用する職場、ことに木材処理工場にある。(2)アーバン・インシネレーターから空中に出ている。(3)薬品にも含まれている。(4)ダイオキシン汚染水からとれた魚、ことにオンタリオ湖からとれる魚に含まれている。(5)化学産業廃棄物

から大気に出ている。(6) 農業にも入っている。そこで、対処法としては、インシネレーターから排出されるダイオキシンのモニタリング、この外に、薬品、農薬、クロロチエンニールなどに含まれているダイオキシンのモニタリングが必要であるという。この諮問委員会報告とは別々、各省庁連絡会議もダイオキシンがカナダの環境に放出されるのを最大限、防ぐという方針を確認している<sup>(10)</sup>。

ウラニウム鉱山からの放射性物質を含んだ汚水の流出に対する規制も行なわれている。サスカッチワン州北部はウラニウム鉱山があり、その附近にケイ湖という貯水地があつて、ラジウム二二六に汚染された水が蓄えられている。一九八四年一月五日、二、五〇〇万ガロンがここから河川に流出した。許容量の四〇倍に達するラジウムが含まれていた。その後も、一月二二日に二〇〇ガロンが流出し、そのため再調査を行なつたところ、一月五日以前の九月間に一六回も流出事故があつたことが判明した。この流出によって、ワルフ湖とジェラルド湖が汚染されると、チャーチル川水系が汚染されて、食用に供する動植物に影響が出る余地がある。これはサスカッチワン州環境省産廃物管理局長デブ・クラークの説明である。こうした事態に対して、グリーンピース団体や、米国製鉄労組は、直ちに調査を行なうべきであると主張した。連邦政府環境省は、州環境省、原子力委員会、および、鉱山を所有するケイ・レイク鉱山株式会社による調査が開始されており、事態が深刻であれば、対応策をとるといつている。問題の一つは、この鉱山の五一%の株が、サスカッチワン州の公社であるサスカッチワン鉱山開発会社によって所有されているのみならず、一七%弱の株が連邦政府の原子力公社であるエラルド原子力社の子会社エルドール・リソース社によって所有されていることである。政府としては何らかの公の行為をとらざるをえないとも考えられるが、会社自身は、その調査の結果、人為ミスによるものと発表している<sup>(10)</sup>。

アスベストの使用規制は、ことにアメリカで強化されつつあるが、米国でのアスベスト消費量の九〇%を生産しているカナダは、これに対して消極的な態度を示してきている。カナダの連邦鉱業長官ジョン・クレティエンは、一九八三年末に、アメリカ環境省が、一立方センチに〇・五ファイバー以上のアスベストは許容できないという暫定基準を示したのに対してそうした基準は、カナダのアスベスト産業に多大の損害を与えるものであると反論している。企業側も、アスベストによる人体に対する影響をもっと科学的に立証できるまで、この基準は実施されるべきでないと主張している<sup>(16)</sup>。しかし、国際労働機関などの多くの国でアスベストのガン物質性が問われてきているので、カナダの、ことに鉱業省の政策が、今後も現状維持でいけるかは疑問である。

## 6 農薬散布規制

農薬のもたらす害悪についても、一九七〇年代中葉まで、一般の関心は低かった。七七年ごろでも、東部カナダの環境保護団体・カナダ環境法協会への問い合わせが少なかった。これはおそらく、当時用いられうる農薬のD D Tなどの使用が禁止されていたからであろう。ところが七七年以降、二・四―Dをオンタリオ北部の森林とオンタリオ南部の学校地区に散布したこと、二・四・五―Tの国有林への散布があり住民の反発を買いはじめ、類似のこととは、ウイニベック州の国有地散布、ブリティッシュ・コロンビア州の湖沼の森林散布などが問題となり、訴訟も出はじめた。

いずれも一九七六年頃、ニュー・ブルンズウィック州で提起された。一つは住民からの訴訟で、自分の土地の上

に空中から散布された農薬を直接、かぶった家族が、それにより生じた損害の賠償を求め、認められた。もう一つの事件は、ブルーベリー農場経営者が、これも農薬空中散布による損害の賠償を獲得した。もう一つはこの農薬散布作業を分担した企業が、散布を漁業法違反と農薬規制法違反のかどで召喚を受けたことへの異議申立に関するものである。以上三つの訴訟は、右の企業とニュー・ブルンズウィック州公企業が、州のエゾ松を害虫から保護するための計画に基づいて、農薬散布をしたことによる。<sup>(106)</sup> 訴えが認められなかった事例には、一九七七年のマニトバ州の訴訟で、亜麻の種が薬剤空中散布で被害を蒙ったとしたもの、と一九七八年ブリティッシュ・コロンビア州で、州農薬規制再審査委員会が湖沼に生える水草を除去するため、薬剤を用いてもよいと裁定したのに対し、裁判所が取消したものがある。<sup>(107)</sup>

こうした事態に対処するための立法がある。<sup>(108)</sup> 一九七七年のブリティッシュ・コロンビア州農薬規制法をとりあげると、農薬取扱業者は許可なく農薬販売、使用は禁止される。問題の農薬を公有地および河水、湖沼に散布する場合であるが、その散布が非合理的な悪影響を与えないという条件を充すという、行政機関の裁定があつてはじめて、その実施に移すことができると定める。この裁定は、農薬規制再審査委員会で争うことができることになっている。<sup>(109)</sup> マニトバ州も類似の内容をもつ、一九七六年農薬・肥料規制法がある。

一九八三年一〇月になってノバ・スコシア州の裁判所が農薬散布業者に有利な判決を下したので、制定法による住民保護論が、連邦政府の環境省長官カッシアから主張されている。ノバ・スコシア森林企業が農薬散布(二・四—Dと二・四・五—T)をしようとしたところ、一五名の土地所有者が、農薬による損害を防止すべく、訴を起したのである。そして医学と化学の専門家をたてて有害性を立証しようとしたところ、裁判官はこれを採用せず、逆

に、農薬による明らかな損害は立証されていないとして、土地所有者を敗訴させたのである。しかも二〇万ドルにのぼる訴訟費用の負担をあわせ命じたため、土地所有者のみならず、環境保護団体からも、この判決は、強く反発を受けた。問題になったのは、被害者に、科学的に十全な立証を裁判所が要求し、それができていないから有害とはいえないと判断した点である。この点を連邦環境省長官カッシアも捉え、カナダ環境法における立証責任の軽減立法を検討すべきであると述べるに至った。<sup>(11)</sup>

## 7 森林保護

### A 都市近郊森林保全

都市近郊の森林の保護問題も、従来軽視されてきた。小さな森林など私有地に属することがあり、この切り倒しを規制することが必要となっている。

一九七九年オントリオ州は木材法を修正し市に、私有である立木でも、その伐採を規制する権限を付与する条令制定権を認めた。<sup>(12)</sup> この条令に基づき出された伐採禁止命令に違反すると一、〇〇〇ドルから五、〇〇〇ドルの罰金を支払う規定を定めてもよいし、裁判所が違法伐採者に対し、植林命令および原状維持命令を出すよう定めてもよい。また監督官に森林のある私有地に立ち入る権限を付与してもよい。こうした内容の立法ではあるが、この法律は多くの除外規定をおいているので、環境保護者からその実効性に疑いが投げかけられている。<sup>(13)</sup>

## B 木材伐採規制

一九七〇年後半になって、従来、植林を怠つたために、取引の対象となる木材が減少しつつあることが、最近、森林管理のずさんさとして、大きな関心と呼んだ。<sup>(13)</sup>カナダの場合の森林破壊は、伐採、火事、悪天候などの外、アルバータ州の石油、天然ガス開発事業による伐採、リクリエーションや自然保護のための区画整理事業による伐採がある。木材業者による乱伐もある。木材業界は、乱伐を防ぐためには、国有林を長期に貸借できなければ切らないですむ木材を残すことはできないとしているが、政府の方は、業界が森林回復のための投資を現在よりもずっと高めないとい、国有林長期貸借はむづかしいとしているので、この解決案は早急には効果が疑わしい。

政府の対策の一つは、害虫駆除のための農薬散布であるが、立法政策として一九七〇年代後半にとられ始めたのが、森林保護立法である。<sup>(14)</sup>一九七八年のブリティッシュ・コロンビア州森林法。これは民間の木材業者が国有地で伐採した場合、州政府との間に交された協定に基づき法令に定める方法で、その地区を植林しなければならないと規定している。その民間業者が州政府と協定を事前に締結していなければ、営林署長は、伐採許可条件として植林を業者に義務づけなければならないと定めている。一九七九年のオンタリオ州国有木材法も、国有林を伐採した民間業者に植林計画をたてさせる仕組みを制度化している。

## 8 砂利等採取公害規制

砂利採集や石切作業が、住宅地、農村、リクリエーション地区、環境保護区近くだと、騒音、じんあいの公害源



となるが、その運搬のためにトラック公害もたらしている。採掘の他、爆発作業も行なうので、地下水盤を破壊し、井戸を涸渇させることがある。また、砂利採集、石材搬出後の状態は、別の危険を生んでいる。

一九六〇年代の後半には、この種の問題がオントリオ州南部で訴訟の形で提起され、七〇年代後半に及んでいる。<sup>(16)</sup> 具体的には、採取場附近の地域住民からの採取業者への訴訟、同じく地域住民の州自然資源大臣に対する採取許可差止めの訴訟、あるいは、市議会に対し採取許可地区指定に際して、適切な告示または住民参加を認めなかったとする訴訟がある。他方、業者側も、採取業者を規制する条令自体の合法性について争う訴訟を提起している。

## 9 土地利用計画

概観すると、環境保全のための土地利用には、都市の土地利用に計画性をもたせ環境保護をはかる方法と、これとは別に、従来から土着の人たちが行なっていた権利を放棄させる協定によって、環境保存をはかる方法がとられている。特殊なものとしてカナダを貫通する天然ガス輸送パイプライン建設からの環境保護がある。カナダでは、これに加え、歴史的文化財の保護もこの土地利用政策に加えている。

### A 都市周辺の土地利用

まず、都市開発から都市周辺の環境を保護する方法としてとらえられているのは、土地利用計画に関する立法である。一九七〇年代後半のことである。<sup>(16)</sup> 一九七六年にはじまるマニトバ州土地計画法の改正、七七年のアルバータ

州土地計画法の制定などがあるが、ここでは一九七九年ケベック州土地利用計画・開発法をとりあげる。この法律は土地利用計画手続について定める。まずおのおの郡議会は郡内での土地利用に関する一般方針を採択する権限を付与されて、それらの方針に合致した土地利用計画、ゾーニングの建築条令を定めなければならない。もともと、独自の土地利用法をもつケベック市郊外コミニテイ、モントリオール市郊外コミニテイ、ジェイムス湾地域などは、この法律の適用除外となる。<sup>(17)</sup>

#### B 自然保護のための土地利用

典型的事例として、ジェイムス湾地域と北方森林保護の問題がある。

ジェイムス湾地域の保護は、土着民が伝統的にもつていたケベックの土地の約六〇パーセントに関する権利を放棄し、その代わり補償と狩猟・漁獲の権利は与えられる条件の下で、ケベック州および連邦政府はこの地区の環境評価を行なうことで、環境保全をはかることができるようになった。<sup>(18)</sup>

もう一つ重要なのは北方パイプライン法による自然保護である。<sup>(19)</sup> カナダを通じてアラスカから天然ガスを送るパイプラインの建設に際し、北方パイプライン局による監督を必要とした。この局は全国エネルギー委員会の開く公聴会で承認された環境保護条件を、パイプライン会社に順守させる監督をするのである。

#### C 歴史的文化的財保護

歴史的遺跡や建築物の保存に関する立法も一九七〇年代半ばからである。これらの立法は土地利用計画に関する

立法と関連してくる。

一九七二年には、ケベック文化財法、一九七四年にはアルバータ州歴史的遺跡法とオンタリオ歴史的遺産法、一九七七年ブリティッシュ・コロンビア州歴史的遺産保全法、一九七八年ニュー・ブルンズウィック州内歴史的遺産保全法などがある。<sup>(12)</sup>これらは一九六七年に行なわれたカナダ建国百年記念行事に影響を受けたものである。

ヘリテッジ・カナダと呼ばれるナショナル・トラストが設立されたが、この組織は、ロビイングによって、上述の歴史的遺産保護立法運動にも勢力的であったが、いくつかの法廷斗争も行った。<sup>(13)</sup>

## 10 騒音規制

市条例で騒音規制が顕著になつたのは、一九七五年から八〇年の間である。最初は一九六九年のオタワ市で、デシベルを設定する規制条令を定めたが、<sup>(12)</sup>この条令の実施を可能にする州立法の制定が遅れたため、この条令が発効したのはも遅延した。トロント市の場合、一九七五年に騒音防止条令が制定された。<sup>(13)</sup>この条令によると、一定の機械についてデシベルを定めるが、その他の騒音については、デシベル測定なしに規制対象となしうると定める。一九七六年の段階で、市当局は、この条令が効果を発揮しているとみている。<sup>(14)</sup>州議会の騒音防止法令も一九七五年以降に強化された。すでに一九七一年に制定されていたオンタリオ州環境保護法は、一九七五年になって、特定のビルと工場に対する騒音防止命令を州環境大臣が出したことで、初めて、騒音防止に用いられた。一九七六年に発効したマニトバ州高速道路法修正は、高速道路利用者が、急発進、高速ターン、急ストップ、急速加速による、不必要

かつ高い騒音を禁止している。<sup>(126)</sup>

連邦法には、ロード・デイル法<sup>(126)</sup>があり、日曜日の商業活動による騒音防止に有益であるとみえたが、連邦最高裁は一九七七年のハミルトン市事件判決で、この法律の一部について騒音を含め、公害規制に適用できるかどうか、疑問を提起している。<sup>(127)</sup>

騒音規制は各州の立法が委任する範囲で、市の条令、規則によって行なわれることが多い。例えば、オンタリオ州では、州の都市法<sup>(128)</sup>が住民の静穏を「害するおそれある」騒音を禁止して(三五四条一項)、ストーニー・クリーク市条令で、市住民の静穏を「害する」騒音を禁止している。右の市条令に基づいて摘発を受けた会社が、右市条令は州法の委任範囲をこえているとして争った事件で、オンタリオ州の地区裁判所は、これを支持した。州法は静穏を「害するおそれある」騒音を禁止して、これはより客観的な判定基準を要求しているにも拘らず、市条令は単に静穏を「害する」騒音を禁止しているため、被害者が、静穏を害されているということの立証にさえ成功すれば違反が成立する、主観的基準を定めているからであるという。<sup>(129)</sup>しかしこの判決の解釈は狭きに過ぎ、技巧的であつて、いったい「害するおそれある」騒音基準といつても「害する」騒音に比べ客観的といえるであろうか、という疑問が生されている。<sup>(130)</sup>

## 四 環境訴訟の法律問題

### 1 州水質法違反への厳格責任論

公害規制の立法は「公共福祉立法」であつて、その違反摘発には違反者の故意立証は不要であるとする判決があり、注目される。

原告はサウルト・セント・マリー市であるが、同市はごみ処理施設から汚染物質を附近の河水に排出し、オンタリオ州水質源法に違反するとして告発された。この汚染行為は、同市とごみ処理事業を下請けするシロキー処理建設会社が行なつたのであるが、その責任はすべて市がとるものとするという協定があつた。市は同法違反を問うには、違反についての故意が必要であるところ、同市にはそれがないと主張した。

しかし連邦最高裁は、三つの犯罪類型をあげ、一つは故意を必要とするが、他は全く違反者の主観的要素を問わないもので、絶対責任と呼び、もう一つはその犯罪の成立に、違反者からの合理的な配慮もしくは妥当な努力があつたという抗告の認められる厳格責任があるとした。<sup>(131)</sup> この判決は、本件について、市自体は汚染行為をしていないのであるから、最高の厳格責任により、抗告を認めたものと読むことができるが、一般論として公害犯罪が成立するには、違反者の故意まで立証する必要がないことを明らかにした点で、重要である。<sup>(132)</sup> この一般論は、州裁判所判決に以前からみうけられたか、<sup>(133)</sup> 連邦最高裁で認められたのが、一九七八年のこの判決によつてである。

## 2 利益考量論と原告適格

除虫薬散布の可否は、散布による数多くの樹木の保護と、散布により悪影響を受ける害虫駆除不必要な樹木所有者の利益との間の比較考量によるが、市民にも原告適格はある。一九七五年マニトバ州最高裁控訴部判決である。<sup>(13)</sup>この事件は次の通りである。

原告は、ウイニペック市が街路樹の害虫駆除のため、メタオキシクロールという薬品の散布を決定したのに対し、その実施を中止する、暫定的差止め命令を求めて提訴した。

裁判所は、「利益考慮」に基づき判断すべきであるとし、本件では、散布することにより守られる利益は、圧倒的多数の樹木が害虫から保護されることであり、他方、散布しても、原告の健康を害することはないであろうし、散布は害虫樹木地区のみで、原告の財産のある隣接地には散布されないから、散布により回復しがたい損害はない、と判示したのである。

原告適格については裁判所も肯定し、その理由は、先例たるトンブソン判決<sup>(13)</sup>の類推から、除虫剤散布から被害を受ける余地のある市民に訴権があると解しうるのみならず、ウイニペック市条令六五三条が、アメリカ全国環境保護法一〇二条一項C号にならない、市民および環境保護団体による環境影響評価への参加を認めるものと解しうるからであるとする。

この判決は、市の街路樹への除虫剤散布にも市民参加の環境影響評価手続が必要であるとしながらも、散布中止による利益に係る利益があるとして、散布中止の命令を下さなかった。

### 3 クラス・アクションの原告適格

損害賠償訴訟におけるクラス訴訟当事者はその請求につき共通の利益を有する者に限定される、という判決が、オンタリオ州最高裁控訴部で出されている。<sup>(136)</sup> 本件は公害事件ではないが、公害訴訟にとつても重要である。<sup>(137)</sup>

原告らは一九七一年と七二年型フイレンツァを購入し、訴訟提起の時点で転売していないすべての人を代表して、同型の車輛を製造したジェネラル・モーターズ・カナダ社を訴えた。同型車の宣伝用チラシと新聞広告の内容とは異なる車が売られていて、それらは欠陥車であるとして、損害賠償の請求をした。

裁判所は、クラス訴訟における原告適格は当該訴訟の結果について「共通の利益を有する者であつて、従つて原告が勝訴すれば、必らず、原告によつて代表される人たちも勝訴する者」でなければならぬ、と判示した。

ただ、本件は、広告によらないで購入した人も代表している点の補正が必要であると判示した。

### 4 州環境法違反に対する緊急是正命令

オンタリオ州では、州環境保護法違反が州環境省により認定され、浄化しよう命じられた場合、その命令に不服の汚染者は、環境保護委員会に、不服申立てをすることができる。この不服申立てがなされても、州は、浄化のための行為を行なうよう命ずることができるのである。一九八四年一月一日施行の改正による。<sup>(138)</sup> この改正以前は、産業廃棄物や大気汚染、水質汚濁によつて公害を発生せしめた企業は、その浄化命令を州から受けていても、環境

保護委員会に不服申立て手続きをすることにより、汚染し続けることもでき、公害源をとり除くのに時間稼ぎをすることもできた。しかし、この改正により、違反者は、ともかく浄化行為をする必要がでてくるのである。ただ、不服申立てが認められた場合には、浄化のために設置された設備などが不要になる。これによって企業など汚染者であると一たん判定された者は、その出費などにつき、賠償の請求を国に対して求めることができるかどうか、残る問題である。一般に、統治権の判例理論により、国家賠償責任が認められることは極めて少ない。

## 5 公害告発労働者の保護規定

右のオンタリオ州環境保護法一九八四年改正は、環境法違反を関係省庁に告発するなどした労働者の保護規定を挿入した。

この規定によると、労働者が、環境保護法のみならず、環境アセスメント法、連邦漁業法、オンタリオ水質源法、もしくは農薬法の規定を順守したことを理由に、使用者から懲戒、脅迫、強制に及ぶ行為を受けてはならないと定める。この規定は、企業内の従業員が、自らの企業が叙上の法規に違反している事実を、関係各省庁に告発する行為も保護していると解されている。<sup>(19)</sup>この規定の解釈運用によっては、環境保護団体の方針に賛成して、環境訴訟の証人として法廷に立ったことを理由とする右の不利益処分も違法になるであろう。



## 五 公害規制と経済成長

経済不況とエネルギー不足の状況の下における環境政策と法について、カナダでも深刻な議論が一九七八年頃、交された。保守政府と産業界の代表は、環境基準を厳しく実施すれば、経済不況とエネルギー不足を加速させると主張した。<sup>(140)</sup>つまり、過剰な規制強化によって、生産抑制・企業閉鎖を生む、というのである。公害防止設備への投資、環境アセスメント手続きのための調査費用、手続きの繁雑さが主たる理由である。これに対して労働組合代表は、産業界が「環境か雇用か」の選択をせまるのは、脅迫に等しい、と反論する。<sup>(141)</sup>研究調査によっても、公害規制基準が厳しくても、経済成長に悪影響を与えているとはいえず、たとえそうであっても、その悪影響を越える利益がもたらされているという。<sup>(142)</sup>

「過剰規制か規制抑制か」の問題も論じられている。カナダ経済企画省は、一九七八年に調査を行なった結果、(1)公害規制が過剰か否かについての認識が一般に一致していないので企業側は多過ぎると評価し、環境保護団体は少な過ぎると評価する。(2)公害規制が、連邦、州、市など異なるレベルから実施されると、企業活動、資源配布、所得分配に重大な悪影響を与えるであろう。(3)公害規制が過剰であるという主張は、一度も経験的・科学的に立証されたことがない。(4)公害規制の規則を解除していくよりも、現行の規則を整理し、かつ規則の制定と実施を担当する機構自体を改善することが最初にとりくむべきであるとする。<sup>(143)</sup>

以上の論義の背景には一九七〇年代後半に、次から次への明らかにされた、大事故がある。例えば、イタリアの

セブソで起こったダイオキシンの漏出による住民避難、アメリカのナイヤガラ近くで起こったラブ・キャナル地区の住宅地閉鎖、アメリカのペンシルバニア州で発生したスリー・マイル島原発事故、カナダのオンタリオ州ミシスウガで発生した有害物輸送列車の脱線、こうした事故は圧倒的な説得力を住民とアスメディアに対して与え、それが、環境保護優先では経済不況を乗り越えられず、失業を生む、といった議論や、経済活性化の景気浮上のためには、公害規制を含めて政府の企業活動への規制は手びかえるべきだ、といった議論を空疎なものにしたのである。<sup>(14)</sup>

これで規制抑制論にブレーキがかかった。

一九八四年の段階でも、公害被害者の立場からは、新しい事業が企業活動をする際に、それが採算をとれるように技術的に可能か、雇用機会を増大するか、という観点が優先されていて、被害を少なくするための方策は後廻しになつている、という批判も出されている。<sup>(15)</sup>

## 六 おわりに——日本との若干の関連

紙数の関係で多くは書けないが、カナダの環境政策と立法についていえば、日本のような基本法はない。しかし、個別の立法と政策を通して公害排除と環境保護がはかられている。その規制対策は広く理解されており、歴史文化財保護まで含む。近時、重要視されているのは、有害化学物質・産業廃棄物の規制、酸性雨・五大湖汚染除去、沿海油汚染などの問題である。カナダでの有害化学物質のダイオキシン、<sup>(16)</sup>アスベスト、<sup>(17)</sup>放射性物質、<sup>(18)</sup>農薬、<sup>(19)</sup>などの規

制政策は、わが国に参考になるところが多いであろう。産業廃棄物の処理問題は、カナダではアメリカほど大きな争点になっていないようであるが、その規制方針も注目できる。酸性雨と五大湖汚染についてのカナダの環境政策は、一見、わが国とは背景事実が違ふといえそうであるが、大気汚染と水質汚濁の防止を、固定した公害源の規定によるにとどまらず、発生している汚染現象に対する空間的、面としての環境政策で対処しようとしている点<sup>(80)</sup>、わが国でも環境管理政策として参考にできる。

本文で述べたもののうち、森林保護、近郊森林保存、砂利採取公害規制などは、わが国でも直接役立つ政策もみうけられる。環境アセスメント、土地利用計画などはわが国で採用できるかどうかの検討をするだけの価値はあろう。漁業法にみられた救済制度も同様である。

- (77) Clean Air Act, S. C. 1970-71-72, C. 47.
- (78) Environment Protection Act, S. O. 1971, Vol. 2, c. 86 as amended s. 1 (1) (c).
- (79) R. v. Glen Leven Properties Ltd., (1977), 34 C. C. C. (2d) 349, (Ont. Divisional Ct.), C. E. L. Vol. 1, at 1080.
- (80) Supra note 78, S. 14 (1) (c).
- (81) R. v. Toronto Refineries and Smelters Ltd., (1978), 20 O. R. (2d) 772 (Ont. Div<sup>1</sup> Ct.), *reversing* (1977), 17 O. R. (2d) 38 (Ont. H. C.), at 1083.
- (82) Supra note 78, s. 2.
- (83) R. v. Adventure Charcoal Enterprise Ltd. (1972), C. C. C. (2d) 81 (Ont. Provincial Ct.) E. C. E. L., Vol. 1, at 1077.

- (87) Asphalt Paving Indus. Nat'l Emission Guidelines (NEG), 109 Canada Gazette (Ca. Gaz.), Part I, at 1284 (1975); Metalurgical Coke Mfg. Indus. NEG, 109 Ca. Gaz. at 2219 (1975); Arctic Mining Indus. EG, 110 Ca. Gaz. Part I, at 3564 (1976).
- (88) Secondary Lead Smelter Nat'l Emission Standards (NEG) Reg., S. O. R. /76-464 (110 Can. Gaz. Pt. II, 2112); Asbestos Mining and Milling NES Reg. S. O. R. /77-514 (111 Ca. Gaz. Pt. II, 2859); Chlor-alkali Mercury NES Reg. S. O. R. /77-548 (111 Ca. Gaz. Pt. II, 2985); Vinyl Chloride NES Reg., S. O. R. /79-299 (113 Ca. Gaz., Pt. II, 1317); Lead Gasoline Reg., S. O. R. /74-459 (108 Ca. Gaz., Pt. II, 2268); Lead Free Gasoline Reg., S. O. R. /73-663 (107 Ca. Gaz., Pt. II, 2703).
- (89) ROBERT T. FRANSON & A. R. LUCAS, CANADIAN ENVIRONMENTAL LAW, Vol. I, at 467, 1983, Butterworth.
- (90) Motor Vehicle Safety Act, R. S. C. 1976 (1st Supp.) c. 26.
- (88) Motor Vehicle Safety Reg. S. O. R. /70-487 Sch. E.
- (89) *Id.*, ss 1103-5.
- (90) "Maximum Amounts Of Lead In Gasoline To Be Lowered to U. S. Levels in 1987", IER (1-11-84), at 5-6.
- (91) Air Pollution Control Act, 1967, O. Reg. 449/67, s. 7 (4).
- (92) *Re Sisters of St. Joseph Diocese of Toronto*, 12 Ca. L. Q. 106 (Ont. County Ct. (1969)), at C. E. L. Vol. 1, at 1078.
- (93) *Regina v. Great Ca. Oil Sands Ltd.*, unrep. (Alb. Provincial Ct. Sep. 21, 1977) C. L. E. Vol. 1, at 1082.
- (94) "Closed Border Presents Problems Dealing With Stored Industrial Wastes", IER (1-13-82), at 6; "EPA Office Recommends Denying Petition By Canadian Firm To Export Wastes To U. S.", IER (12-4-83), at 542.

- (95) Transportation of Dangerous Goods Act, S. C. 1980-81-82-83 c. 36.
- (96) *Supra* note 94.
- (97) IER (1-12-83), at 8.
- (98) IER (1-13-83), at 138.
- (99) "EPA, Occidental Chemical Reach Agreement On \$ 30 Million S-Area Landfill Clean-up Plan", IER (2-8-84), at 41.
- (100) トトハハハ・振興会・三井物産。
- (101) "Env't Health Rep. Issue Updated List of Priority Chemicals", IER, vol. 2, No.10, at 77 (1982).
- (102) *Id.*
- (103) "Government Urged To Act Quickly To Head Off Health Threat From Dioxins", IER (1-11-84), at 8.
- (104) "Government Asked To Investigate Spill Of Radioactive Water From Mine", IER (2-8-84), at 48.
- (105) "Canadian Minister Urges U. S. EPA To Halt Plan To Ban Asbestos-Containing Products", IER (12-14-83), at 533.
- (106) Friesen v. Forest Protection Ltd., 7 C. E. L. R. 124 (abr.), 22 N. B. R. (2d) 146 (N. B. Q. B. 1978); Bridges Bros. v. Forest Protection Ltd., 5 C. E. L. N. 170 (abr.), 72 D. L. R. (3d) 335 (N. B. Q. B. 1976); Re Forest Protection Ltd. and Querin, 7 C. E. L. R. 93 (N. B. Q. B. 1978).
- (107) *Cruise v. Niessen*, 6 C. E. L. N. 179 (abr.), 76 D. L. R. (3d) 343 (Man. Q. B. 1977), *rev'd* 6 C. E. L. N. 178 (abr.) 82 D. L. R. (3d) 190 (C. A. 1977); *The Manitoba Pesticides and Fertilizers Control Act*, S. M. 1976, c. 19.
- (108) S. B. C. 1974, c. 62, ss 66-72 (repealed by S. B. C. 1972, c. 59, s. 24); B. C. Pharmacy Act; S. B. C. 1977, c. 59 (in force as of Mar. 9, 1978); B. C. Pesticide Control Act; R. S. B. C. 1979, c. 288.

- (80) Manitoba Pesticides and Fertilizers Control Act, S. M. 1976, c. 19.
- (81) "Change Urged In Law, Chemical Use; Creation Of 'Superegency' Recommended", IER (10-12-83), at 458.
- (82) The Ontario Trees Amendment Act, R. S. O. 1979, c. 51 (in force June 22, 1979).
- (83) Swaigen, The Tree Act Amendments, in MUNICIPAL WORLD, Feb. 1979, at 31.
- (84) Morton, The Reforestration Time Bomb, CANADIAN BUSINESS, Jan. 1980, at 53; F. L. C. REED & ASSOCIATES LTD., FOREST MANAGEMENT IN CANADA (1978); Swaigen, *supra* note 112 at 481.
- (85) The B. C. Forest Act, S. B. C. 1978, c. 23; The Ontario Crown Timber Act, R. S. O. 1970, c. 102, as amended by S. O. 1979, c. 92.
- (86) Walker v. Pioneer Constr. Co. (1967), 8 O. R. (2d) 35, 56 D. L. R. (2d) 484, 55 D. L. R. (3d) 516 (C. A. 1975); Miller v. Minister of Nat'l Res. 7 C. L. E. N. 156 (Ont. Div'l Ct. 1978) (abr.); Re Harris Fisheries Ltd. and Pelee Quarries Inc., 20 O. R. (2d) 96 (Div'l Ct. 1978); Re Starr and Township of Puslinch (No. 2), 16 O. R. (2d) 316, 2 M. P. L. R. 208 (Div'l Ct. 1977), *aff'd* 20 O. R. (2d) 313 (C. A. 1978); Township of Uxbridge v. Timber Bros. Soud and Gravel, 7 O. R. (2d) 484, 55 D. D. R. (3d) 516 (C. A. 1975), cf. Estrin, Controll Over Pits and Quarries in Ont., 4 C. E. L. N. 232 (1975).
- (87) The Manitoba Planning Act, S.M. 1975, c. 29, as amended S.M. 1976, c. 51; S.M. 1977, c. 35; S.M. 1979, c. 16.; The Alberta Planning Act, S.A. 1977 (in force as of Apr. 1, 1978); The Quebec Land Use Planning and Development Act, S.Q. 1979, c.51 (in force as of June 1, 1980).
- (88) Quebec Urban Community Act, S.Q. 1969, c. 83; Montreal Urban Community Act, S.Q. 1969 c. 84; James Bay Region Act, S.Q. 1969.

- (81) The Quebec Act approving the Agreement Concerning James Bay and Northern Quebec, S.Q. 1976, c. 46; James Bay and Northern Quebec Native Claims Settlement Act, S.C. 1977-78, c. 32.
- (81) Northern Pipeline Act, S.C. 1977-78, c. 20.
- (82) Alta. Historical Resources Act S.A. 1974, c. 5; B.C. Heritage Conservation Act, S.B.C. 1977, c. 37; Que. Cultural Property Act, S.Q. 1972, c. 19; N.B. Municipal Heritage Preservation Act, S.N.B. 1978, c. M-21.1; Ont. Heritage Act, 1974, S.O. 1974, c. 122.
- (82) Re Mozambique Invs. Ltd. and City of Toronto, 9 O.R. (2d) 721, 61 D.L.R. (3d) 593 (Div'1 Ct. 1975); E.&J. Murphy Ltd. v. City of Victoria, 73 D.L.R.
- (82) City of Ottawa By-law 163-69 Prohibiting Noise in the Operation of Motor Vehicles on the Streets and Public Ways (1969); City of Ottawa By-law 45-70 For Prohibiting the Making of Disturbing and Objectionable Noises (1970).
- (83) City of Toronto By-law 44-75 Respecting Noises (1975), as amended by By-law 65-75 and By-law 44-76.
- (84) "New Toronto Noise By-law Passes Crucial Test", 1 C.E.L.A. Newsletter 6 (1976).
- (85) Manitoba Highway Traffic Act, R.S.M. 1970, c. H 60, as amended by S.M. 1971, c. 71 s. 97 (in force Feb. 18, 1976).
- (86) Lord's Day Act, R.S.C. 1970, c. L-13.
- (87) City of Hamilton v. Canadian Transp. Comm'n, 6 C.E.L.N. 167, 80 D.L.R. (3d) 263 (S.C.C. 1977).
- (88) Municipal Act, R.S.O. 1970, c. 284, S. 354 (1).
- (89) R. v. Highland Pocker Ltd. (1978) 5 M.P.L.R. 171 (Ont. Div'1 Ct.).
- (89) Franson, C.E.L. Vol. 1, at 2851.

- (151) Regina v. Sautel Ste. Marie, (1978) 40 C.C.C. (2d) 353, 85 D.L.R. (3d) 161 (S.C.C.).
- (152) Hutchinson, "Sault Ste. Marie, Mens Rea and the Halfway House: Public Welfare Offences Get a Home of Their Own", 17 OSGOODE HALL L.J. 415; Reid, "R v. Saulte Ste. Marie: A Comment", 28 U.N.B.L.J. 205 (1979).
- (153) R. v. Ind. Tanker Ltd., [1968] 2 O.R. 142, 10 C.R.L.Q. 346 (Ont. Prov'l Ct.); R. Power Tank Lines Ltd., (1975) 23 C.C.C. (2d) 464, 687-90 (Ont. Prov'l Ct.).
- (154) Stein v. City of Winnipeg (1975), 48 D.L.R. (3d) 223 (Mani. C.A.).
- (155) Thorson v. A.G. Canada [1975] 1 S.C.R. 138.
- (156) Naken v. Gov't of Canada Ltd. (1978), 92 D.L.R. (3d) 100 (Ont. C.A.).
- (157) THOMPSON (ED.), CANADA ENVIRONMENTAL LAW, Vol. 1, at 4006, Butterworth.
- (158) "Amendment To Ontario Law Requires Immediate Action, Even If Order Appealed", IER (2-8-84), at 55.
- (159) Id.
- (160) The Globe and Mail (Toronto), Jan. 25, 1978, at 40, col. 3; Aug. 1, 1978, at 4, col. 1; The Toronto Star, Aug. 5, 1978, at C 1, col. 1; Aug. 19, at A1, col. 2, in Swaigen, supra note 1, n. 31, at 445.
- (161) C.L.C. Conference on Jobs and Env't (Feb. 19-21, 1978), Swaigen, id.
- (162) Ben David et al., "Health Benefits From Statutory Air Pollution Control Appear Substantially Than Costs", U.S. Env'tal Protection Agency Press Release (Mar. 29, 1979); Donnan, "Pollution Abatement Costs: A Drop in the Bucket?", in PRO-CEEINGS, 25TH ONTARIO INPL. WASTE CONF. 22 (1978).
- (163) ECO. COUNCIL OF CANADA, RESPONSIBLE REG. - AN INTERIM REP. (S. Oslry Chairman, 1979).



- (144) Swaigen, *supra* note 1, at 446.
- (145) ショーン・オルシス、前注3・四九頁
- (146) "Government Urged to Act Quickly to Head Off Health Threat from Dioxins", IER, 1-11-84, at 8 (1984).
- (147) "Canadian Minister Urges U.S. EPA to Halt Plan to Ban Asbestos-containing Products", IER, 12-14-83, at 533 (1983).
- (148) "Effects of Second Candu Reactor to be Assessed", IER, 11-9-83, at 519 (1983).
- (149) "Use of Five Chemical Fumigants Suspended, 10 Others Studied for Possible Suspension", IER, 2-8-84, at 39 (1984).
- (150) 例え<sup>44</sup> "Maximum Amounts of Lead in Gasoline to Be Lowered to U.S. Levels in 1987", IER, 1-11-84, at 5 (1984);  
 "Federal, Provincial Governments Agree on Plan to Limit Acid-Rain Causing Emissions", IER, 10-12-83, at 458 (1983);  
 "International Joint Commission Said 'Bypassed as Often as Used': Could Become Force in Pollution Control", IER, 10-12-83, at 463 (1983).

(この研究には、文部省特別研究『環境科学』の補助を一部得ている)